

平成29年7月1日以降の入札から入札書の金額と入札内訳書の合計額が一致しない場合及び入札内訳書に不備があった場合は、入札が無効となりますので、ご注意ください。

工事費内訳書の作成に係る留意事項

平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

ついては、一般競争入札、指名競争入札により契約するすべての案件を対象として、入札時において、入札参加者から工事内訳明細書（以下「内訳書」）の提出を求めることとします。

内訳書の作成に当たりましては、次の事項に留意してください。

1 内訳書の提出が必要な工事

入札により実施される全ての建設工事

2 内訳書の記入

- (1) 内訳書は、指定された様式がある場合はその様式を使用してください。特に指定された様式がない場合は、任意の様式で作成してください。
- (2) 直接工事費については、工種ごとの金額も記入してください。この際、工種ごとの詳細な内訳が必要となる場合がありますので、指示があった場合は十分に注意してください。
- (3) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合については、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

（無効な入札の例）

- ・各工種の合計金額が「直接工事費」の金額と一致しない。

3 入札書の作成にかかる留意事項

入札書に記載する入札金額については、内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。

積算された金額には端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理（1円から千円の位における切り上げ及び切り下げ）を行うことは、認

められます（具体的な例は、別紙のとおり）。

ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

（平成29年7月1日以降に公告又は指名した入札から無効として取り扱います。）

4 再度の入札における内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合の内訳書の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (1) 再度の入札においては、内訳書の提出は求めない。
- (2) 再度の入札により落札者が決定した場合において、契約締結後に詳細な内訳書の提出が求められた場合については、落札した入札金額に応じた内訳書を提出するものとする。

【別紙】

入札金額見積内訳書（初度入札時提出）の記入例

入札金額見積内訳書

工事名 ○○○○○○○工事

業者名 〇〇〇〇〇株式会社

代表者名 ○○ ○○

記入漏れや計算の間違い等がある場合には、無効な入札となります。

VIII

科目	単位	金額	構成比(%)	摘要
土工	1式	52,480,000	74.8	A
排水工	1式	5,200,000	7.4	B
直接工事費計	a	57,680,000	82.2	C=A+B
共通仮設費 (率)	1式	2,301,200	3.3	D
〃 (積上)	1式			
〃 (積上)	1式			
〃 (積上)	1式			
共通仮設費計	b	2,301,200	3.3	E=D
純工事費 a+b	(X)	59,981,200	85.5	F=C+E
現場経費 (率)	1式	5,502,320	7.9	G
〃 (積上)	1式			
〃 (積上)	1式			
現場経費	c	5,502,320	7.9	H=G
工事原価 (X)+c	(Y)	65,483,520	93.3	I=F+H
一般管理費等 d	1式	4,702,111	6.7	J
工事費計 (Y)+d		70,185,631	100	K=I+J

【端数処理の例】

積算金額 70,185,631 円（税抜）の場合

(正しい例)

- 70, 185, 630 円 (円単位での切り下げ)
- 70, 185, 700 円 (十円単位での切り上げ)
- 70, 185, 000 円 (百円単位での切り下げ)
- 70, 190, 000 円 (千円単位での切り上げ)
- 70, 180, 000 円 (千円単位での切り下げ)

(誤った例)

- ×70, 200, 000 円 (万円位の位で切り上げ)
- ×70, 100, 000 円 (万円位の位で切り下げ)
- ×70, 000, 000 円 (十万円位の位で切り下げ)
- ×70, 185, 650 円 (切り下げ、切り上げ以外の処理)
- ×70, 183, 000 円 (切り下げ、切り上げ以外の処理)

「工事費 計」欄に端数調整後の金額を記入しても有効な入札となりますが、端数調整以外の理由により金額に相違がある場合には、無効な入札となります。

入札金額
は同額又
は端数処
理後の金
額を記入

入 札 書

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 工 事 名 | 〇〇〇工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 小川町大字〇〇 地内 |
| 3. 金 額 | ¥ 70,185,631 |
| 4. 入札保証金 | なし |

